

技能検定

シーケンス制御作業の合格者のみなさまへ

令和5年度よりシーケンス制御職種(シーケンス制御作業)が新規職種として設置されましたので、令和4年度までの電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)の各種合格(技能士合格・実技合格・学科合格)の取扱いが一部変更になります。

①技能士合格【1級・2級・3級】

(旧)電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)の技能士合格⇒(新)シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)の技能士合格とはみなさない

上記のとおり旧職種の技能士合格は新職種に適應できないので、上位級を技能士合格による受検資格の短縮で受検希望される方はシーケンス制御職種の合格を取得する為の申請(D申請)が必要になります。(D申請は実技合格・学科合格の両方の合格をもっている方の申請)

例1) 3級合格者⇒2級の受検(3級合格後0年を適用) D申請が必要です(※1参照)

例2) 2級合格者⇒1級の受検(2級合格後2年を適用) D申請が必要です(※1参照)

※1 技能検定の受検資格一覧表(令和5年度前期受検案内12ページ参照)において後期の受付期間 最終日(令和5年10月13日)時点で受検希望級の申請に必要な実務経験年数を満たしていればシーケンス制御職種の合格を取得する為の申請(D申請)は必要ありません

例3) 1級合格者⇒特級の受検(令和11年度(予定)新規職種) D申請が必要です

②一部合格(実技合格・学科合格)【1級・2級・3級】

(旧)電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)の一部合格⇒(新)シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)の一部合格とみなす(経過措置)

③一部合格(実技合格・学科合格)【特級】

(旧)電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)の一部合格⇒(新)シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)の一部合格とはみなさない

④その他

1級(旧)電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)の合格者は特級電気機器組立て職種の受検は可能です(1級合格後実務経験年数5年必要)

前述①のD申請について

- ・ 申請の受付期間 : 令和5年8月1日(火)から令和5年8月31日(木)まで(※2参照)
- ・ 合格発表日(合格年月日) : 令和5年9月29日(金)(この日が実務経験年数の計算の起点になります)
- ・ 受検申請に必要なもの : 受検申請書
合格証書((旧)電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)技能士合格)のコピー
本人確認の為の書類(令和5年度前期受検案内1ページ参照)
一括申込名簿
- ・ 受検手数料 : 0円(不要です)

※2: 当該期間以降も各年度の前期・後期の申請受付期間(最短は令和5年度後期の申請受付期間)にて
(新)シーケンス制御職種(シーケンス制御作業)の合格取得のためのD申請が可能